

最後の一句

森 鷗外

元文三年十一月二十三日のことである。大阪で、船乗り業桂屋太郎兵衛という者を、木津川口で三日間さらしたうえ、斬罪に処すると、高札に書いて立てられた。市中いたるところ太郎兵衛のうわさばかりしている中に、それを最も痛切に感ぜなくてはならぬ太郎兵衛の家族は、南組堀江橋ぎわの家で、もう丸二年ほど、ほとんど全く世間との交通を絶って暮らしているのである。この予期すべきできごとを、桂屋へ知らせに来たのは、ほど遠からぬ平野町に住んでいる太郎兵衛が女房の母であった。この白髪頭の媪のことを桂屋では平野町のおばあ様と言っている。おばあ様とは、桂屋にいる五人の子供がいつもいい物をお土産に持ってきてくれる祖母に名づけた名で、それを主人も呼び、女房も呼ぶようになったのである。

おばあ様を慕って、おばあ様に甘え、おばあ様にねだる孫が、桂屋に五人いる。その四人は、おばあ様が十七になった娘を桂屋へ嫁によこしてから、今年十六年めになるまでの間に生まれたのである。長女いちが十六歳、二女まつが十四歳になる。その次に、太郎兵衛が娘を嫁に出す覚悟で、平野町の女房の里方から、赤子のうちにもらい受けた、長太郎という十二歳の男子がある。その次にまた生まれた太郎兵衛の娘は、とくといいって八歳になる。最後に太郎兵衛の初めてもつけた男子の初五郎がいて、これが六歳になる。

平野町の里方は裕福なので、おばあ様のお土産はいつも孫たちに満足を与えていた。それが一昨年太郎兵衛の入牢してからは、とかく孫たちに失望を起こさせるようになった。おばあ様が暮らし向きの用に立つ物を主に持ってくるので、おもちゃやお菓子は少なくなったからである。しかしこれから生い立ってゆく子供の元氣は盛んなもので、ただおばあ様のお土産が乏しくなったばかりでなく、おっ母様の不機嫌になったのにも、ほどなく慣れて、格別しおれた様子もなく、相変わらず小さい争闘と小さい和睦との刻々に交代する、にぎやかな生活を続けている。そして「遠い遠い所へ行って帰らぬ。」と言い聞かされた父の代わりに、このおばあ様の来るのを歓迎している。

これに反して、厄難に遭ってからのこのかた、いつも同じような悔恨と悲痛とのほかに、何物をも心に受け入れることのできなくなった太郎兵衛の女房は、手厚くみついでくれ、親切に慰めてくれる母に対して、ろくろく感謝の意をも表すことがない。母がいつ来ても、同じような繰り言を聞かせて帰すのである。

厄難に遭った初めには、女房はただ茫然と目をみはっていて、食事も子供のために、器械的に世話をするだけで、自分はほとんど何も食わずに、しきりに喉が渴くと言っては、湯を少しずつ飲んでいく。夜は疲れてぐっすり寝たかと思うと、たびたび目を覚ましてため息をつく。それから起きて、夜中に裁縫などをする必要がある。そんなときは、そばに母の寝ていぬのに気がついて、最初に四歳になる初五郎が目を覚ます。次いで六歳になるとくが目を覚ます。女房は子供に呼ばれて床に入って、子供が安心して寝つく、また大きく目を開いてため息をついているのであった。それから二、三日たって、ようやく泊まりがけに来ている母に繰り言を言って泣くことができるようになった。それから丸二年ほどの間、女房は器械的に立ち働いては、同じように繰

1【元文三年】一七三八年。
2【木津川口】木津川の河口。
3【さらした】「さらし」は江戸時代の刑罰の一種。罪人を大通りて座らせるなどしてさらし、見せしめとする刑。
4【斬罪】首を斬って殺す刑。
5【高札】役所の命令などを板に書いて高い柱に付け、人々に知らせる札。
6【南組】大阪の町組（自治組織）の一つ。北組・南組・天満組の三つに分かれていた。
7【堀江橋】現在の大阪市西区にあった堀江川に架かっていた橋。
8【平野町】現在の大阪市中央区にある町。

9【媪】「おばあさん」「老女」にあたる古い言葉。
10【里方】実家
11【繰り言】何度も繰り返して言う愚痴。

り言を言い、同じように泣いているのである。

高札の立った日には、昼過ぎに母が来て、女房に太郎兵衛の運命の決まったことを話した。しかし女房は、母の恐れたほど驚きもせず、聞いてしまって、またいつもと同じ繰り言を言って泣いた。母は余り手応えのないのをもの足らなく思うくらいであった。このとき長女のいち、襖の陰に立って、おばあ様の話を聞いていた。

5

桂屋にかぶさってきた厄難というのはこうである。主人太郎兵衛は船乗りとはいっても、自分が船に乗るのではない。北国通いの船を持っていて、それに新七という男を乗せて、運送の業を営んでいる。大阪ではこの太郎兵衛のような男を居船頭と言っていた。居船頭の太郎兵衛が沖船頭の新七を使っているのである。

元文元年の秋、新七の船は、出羽国秋田から米を積んで出帆した。その船が不幸にも航海中に風波の難に遭って、半難船の姿になって、積み荷の半分以上を流失した。新七は残った米を売って金にして、大阪へ持って帰った。

さて新七が太郎兵衛に言うには、難船をしたことは港々で知っている。残った積み荷を売ったこの金は、もう米主に返すには及ぶまい。これはあとの船を仕立てる費用に充てようじゃないかと言った。

15

太郎兵衛はそれまで正直に営業していたのだが、営業上に大きい損失を見た直後に、現金を目前に並べられたので、ふと良心の鏡が曇って、その金を受け取ってしまった。

すると、秋田の米主のほうでは、難船の知らせを得たのちに、残り荷のあったことや、それを買った人のあったことやらを、人づてに聞いて、わざわざ人を調べに出した。そして新七の手

から太郎兵衛に渡った金高までを探り出してしまった。

米主は大阪へ出て訴えた。新七は逃走した。そこで太郎兵衛が入牢してとうとう死罪に行われることになったのである。

14 【お奉行様】ここでは、大阪町奉行のこと。町奉行は、行政・司法・警察・消防の全てを扱った。

平野町のおばあ様が来て、恐ろしい話をするのを姉娘のいちが立ち聞きをした晩のことである。

桂屋の女房はいつも繰り言を言って泣いたあとで出る疲れが出て、ぐっすり寝入った。女房の両脇には、初五郎と、とくとが寝ている。初五郎の隣には長太郎が寝ている。とくとくの隣にまつ、

5

それに並んでいちが寝ている。

しばらくたって、いちがなにやら布団の中で独り言を言った。「ああ、そうしよう。きっとできるわ。」と、言ったようである。

10

まつがそれを聞きつけた。そして「ねえさん、まだ寝ないの。」と言った。

「大きい声をおしてない。私いいことを考えたから。」いちはずかしく言っただけで妹を制しておいて、それから小声でこういうことをささやいた。お父さんはあさって殺されるのである。自分はその殺させぬようにすることができると思う。どうするかというと、願い書というものを書いてお奉行様に出すのである。しかしただ殺さないでお願いとだけ言っただけで、それではきかない。お父さんを助けて、その代わりに私ども子供を殺してくださいと言って頼むのである。

15

それをお奉行様がきいてくださって、お父さんが助かれれば、それでいい。子供は本当に皆殺されるやら、私が殺されて、小さい者は助かるやら、それはわからない。ただお願いをするとき、長太郎だけは一緒に殺してくださいと書かないように書いておく。あれはお父さんの本当の子でないから、死ななくてもいい。それにお父さんがこの家の跡を取らせようと言っていらっしやっ

たのだから、殺されないほうがいいのである。いちが妹にそれだけのことを話した。

「でも怖いわねえ。」と、まつが言った。

「そんなら、お父さんが助けてもらいたくないの。」

「それは助けてもらいたいわ。」

「それご覧。まつさんはただ私についてきて同じようにさえしていればいいのだよ。私が今夜願い書を書いておいて、あしたの朝早く持っていきましようね。」

いちが起きて、手習いの清書をする半紙に、平仮名で願い書を書いた。父の命を助けて、その代わりに自分と妹のまつ、とく、弟の初五郎をおしおきにしていたきたい、実子でない長太郎だけはお許しくださるようにというだけのことではあるが、どう書きつづっていいかわからぬので、幾度も書きそこなって、清書のためにもらってあった白紙が残り少なになった。しかしとうとう一番鶏の鳴く頃に願い書ができた。

願い書を書いているうちに、まつが寝入ったので、いちが小声で呼び起こして、床の脇に畳んであったふだん着に着替えさせた。そして自分も支度をした。

女房と初五郎とは知らずに寝ていたが、長太郎が目を覚まして、「ねえさん、もう夜が明けたの。」と言った。

いちが長太郎の床のそばへ行ってささやいた。「まだ早いから、おまえは寝ておいて。ねえさんたちは、お父さんの大事なご用で、そと行ってくる所があるのだからね。」

「そんならおいらも行く。」と言って、長太郎はむっくり起き上がった。

いちが言った。「じゃあ、お起き、着物を着せてあげよう。長さんは小さくても男だから、一緒に緒に行ってくれば、そのほうがいいのよ。」と言った。

女房は夢のようにあたりの騒がしいのを聞いて、少し不安になって寝返りをしたが、目は覚めなかった。

三人の子供がそと家を抜け出したのは、二番鶏の鳴く頃であった。戸の外は霜の暁であった。ちようちんを持って、拍子木をたたいてくる夜回りのじいさんに、お奉行様の所へはどう行ったらゆかれようと、いちが尋ねた。じいさんは親切な、ものわかりのいい人で、子供の話を見聞目に聞いて、月番の西奉行所のある所を、丁寧に教えてくれた。当時の町奉行は、東が稲垣淡路守種信で、西が佐佐又四郎成意である。そして十一月には西の佐佐が月番に当たっていたのである。

じいさんが教えているうちに、それを聞いていた長太郎が、「そんなら、おいらの知った町だ。」と言った。そこで姉妹は長太郎を先に立てて歩きだした。

ようよう西奉行所にたどり着いてみれば、門がまだ閉まっていた。門番所の窓の下に行つて、いちが「もしもし。」とたびたび繰り返して呼んだ。

しばらくして窓の戸が開いて、そこへ四十がっこうの男の顔がのぞいた。「やかましい。なんだ。」

「お奉行様にお願ひがあつて参りました。」と、いちが丁寧に腰をかがめて言った。

「ええ。」と言ったが、男は容易に言葉の意味を解しかねる様子であった。

いちがまた同じことを言った。

男はようようわかったらしく、「お奉行様には子供がものを申しあげることにはできない、親が出てくるがいい。」と言った。

「いいえ、父はあしたおしおきになりますので、それについてお願いがございます。」

7【手習い】習字。
8【おしおき】江戸時代の刑罰。特に、死刑にすること。
11【一番鶏】夜明け前、いちばん早く鳴く鶏。午前二時頃とされる。

3【二番鶏】一番鶏の次に鳴く鶏。午前四時頃とされる。
4【拍子木】角柱状の一对の木。手に持って打ち鳴らす。
4【夜回り】夜間、火事や犯罪が起るのを警戒して見回ること。
6【月番】今月の当番。大阪町奉行所は、東と西の二つがあり、月ごとに交替で執務にあたった。
6【稲垣淡路守種信】〔1694-1763〕
7【佐佐又四郎成意】〔1690-1746〕
13【四十がっこう】四十歳ぐらゐ。

「なんだ。あしたおしおきになる。それじゃあ、おまえは桂屋太郎兵衛の子か。」
「はい。」といちが答えた。

「ふん。」と言って、男は少し考えた。そして言った。「けしからん。子供までが上を恐れんとみえる。お奉行様はおまえたちにお会いはない。帰れ帰れ。」こう言って、窓を閉めてしまった。まつが姉に言った。「ねえさん、あんなに叱るから帰りましょう。」

いちが言った。「黙っておいで。叱られたって帰るのじゃありません。ねえさんのするとおりにしておいで。」こう言って、いちが門の前にしゃがんだ。まつと長太郎とはついてしゃがんだ。三人の子供は門の開くのをだいぶ久しく待った。ようよう貫木を外す音がして、門が開いた。開けたのは、先に窓から顔を出した男である。

いちが先に立って門内に進み入ると、まつと長太郎とが後ろに続いた。

いちの態度が余り平気なので、門番の男は急に支えとどめようともせずじつにいた。そしてしばらく三人の子供の玄関の方へ進むのを、目をみはって見送っていたが、ようよう我に帰って、「これこれ。」と声をかけた。

「はい。」と言って、いちはおとなしく立ち止まって振り返った。

「どこへゆくのだ。さっき帰れと言ったじゃないか。」

「そうおっしゃいましたが、私どもはお願いを聞いていただくまでは、どうしても帰らないつもりでございます。」

「ふん。しぶといやつだな。とにかくそんな所へ行っただけはいかん。こっちへ来い。」

子供たちは引き返して、門番の詰め所へ来た。それと同時に玄関脇から、「なんだ、なんだ。」と言って、二、三人の詰め衆が出てきて、子供たちを取り巻いた。いちがほとんどこうなるのを

待ちかまえていたように、そこにうづくまって、懐中から書き付けを出して、真っ先にいる与力の前に差しつけた。まつと長太郎とも一緒にうづくまって礼をした。

書き付けを前へ出された与力は、それを受け取ったものか、どうしたものかと迷うらしく、黙っていちの顔を見下ろしていた。

「お願いでございます。」と、いちが言った。

「こいつらは木津川口でさらし者になっている桂屋太郎兵衛の子供でございます。親の命乞いをするのだと言っています。」と、門番がかたわらから説明した。

与力は同役の人たちを顧みて、「ではとにかく書き付けを預かっておいて、伺ってみることにしましょうかな。」と言った。それには誰も異議がなかった。

与力は願ひ書をいちの手から受け取って、玄関に入った。

西町奉行の佐佐は、両奉行の中の新参で、大阪に来てから、まだ一年たっていない。役向きのことは全て同役の稲垣に相談して、城代に伺って処置するのであった。それであるから、桂屋太郎兵衛の公事について、前役の申し継ぎを受けてから、それを重要事件として気にかけていて、ようよう処刑の手続きがすんだのを重荷を下ろしたように思っていた。

そこへ今朝になって、宿直の与力が出て、命乞いの願ひに出た者があると言ったので、佐佐はまずせっかく運ばせたことに邪魔が入ったように感じた。

「参ったのはどんな者か。」佐佐の声は不機嫌であった。

「太郎兵衛の娘兩人とせがれとが参りまして、年上の娘が願ひ書をさしあげたいと申しますので、これに預かっております。ご覧になりましょうか。」

3【上】お上。政府や役所を敬って言う語。ここでは、江戸幕府や、権力をもった存在をさす。
8【貫木】かんぬぎ。門や戸の戸じまりのために、左右の扉に渡して使う横木。
11【支えとどめよう】邪魔をしてやめさせよう。
20【詰め衆】詰め所勤務にあっている人たち。

1【与力】奉行の配下で警察のような仕事をする役。
12【城代】大阪城代。大阪の諸役人の統率や、大阪城の守護、西国諸大名の監督を行った。
13【公事】訴訟およびその審理・裁判。

「それは目安箱をもお設けになっておるご趣意から、次第によっては受け取ってもよろしいが、いちおうはそれぞれ手続きのあることを申し聞かせんではなるまい。とにかく預かっておるなら内見しよう。」

与力は願い書を佐佐の前に出した。それを開いてみて佐佐は不審らしい顔をした。「いちおうのその年上の娘であるうが、何歳になる。」

「取り調べはいたしません、十四、五歳くらいに見受けます。」

「そうか。」佐佐はしばらく書き付けを見ていた。ふつつかな仮名文字で書いてはあるが、条理がよく整っていて、大人でもこれだけの短文に、これだけの事柄を書くのは、容易であるまいと思われるほどである。大人が書かせたのではあるまいかという念が、ふときぎした。続いて、上を偽る横着者の所為ではないかと思議した。それからいちおうの処置を考えた。太郎兵衛は明日の夕方までさらすことになっている。刑を執行するまでには、まだ時がある。それまでに願い書を受理しようとも、すまいとも、同役に相談し、上役に伺うこともできる。またよしやその間に情偽があるとしても、相当の手続きをさせるうちには、それを探ることもできよう。とにかく子供を帰そうと、佐佐は考えた。

そこで与力にはこう言った。この願い書は内見したが、これは奉行に出されぬから、持って帰って町年寄に出せと言えと言った。

与力は、門番が帰そうとしたが、どうしても帰らなかったということを、佐佐に言った。佐佐は、そんなら菓子でもやっつて、すかして帰せ、それでもきかぬなら引き立てて帰せと命じた。

与力の座を立ったあとへ、城代太田備中守資晴が訪ねてきた。正式の見回りではなく、私の用事があったて来たのである。太田の用事がすむと、佐佐はただ今かようかよふのことがあったと

告げて、自分の考えを述べ、指し図を請うた。

太田は別に思案もないので、佐佐に同意して、昼過ぎに東町奉行稲垣をも出席させて、町年寄五人に桂屋太郎兵衛が子供を召し連れて出させることにした。情偽があるうかという、佐佐の懸念ももっともだというので、白州へは責め道具を並べさせることにした。これは子供をおどして実を吐かせようという手段である。

ちょうどこの相談がすんだところへ、前の与力が出て、入り口に控えて気色をうかがった。

「どうじゃ、子供は帰ったか。」と、佐佐が声をかけた。

「御意でござります。お菓子をつかわしまして帰そうといたしましたが、いちと申す娘がどうしてもききませぬ。とうとう願い書を懐へ押し込みまして、引き立てて帰しました。妹娘はしくしく泣きましたが、いち泣かずに帰りました。」

「よほど情のこわい娘とみえますな。」と、太田が佐佐を顧みて言った。

十一月二十四日の未の下刻である。西町奉行所の白州ははればれしい光景を呈している。書院には両奉行が列座する。奥まった所には別席を設けて、表向きの出座ではないが、城代が取り調べの模様をよそながら見に来ている。縁側には取り調べを命ぜられた与力が、書き役を従えて着座する。

同心らが三つ道具を突き立てて、いかめしく警固している庭に、拷問に用いる、あらゆる道具が並べられた。そこへ桂屋太郎兵衛の女房と五人の子供とを連れて、町年寄五人が来た。

尋問は女房から始められた。しかし名を問われ、年を問われたときに、かつがつ返事をしたばかりで、その他のことを問われても、「いっこうに存じませぬ」、「恐れ入りました。」と言うよ

1【目安箱】江戸時代、庶民の訴えを聞くために設置された投書箱。

3【内見】公式にはなく、内々に見ること。

10【横着者】承知しながら悪事をはたらく者。

10【所為】しわざ。行い。

13【情偽】まことと偽り。

16【町年寄】町奉行のもとして、おふれや指令の伝達、町内の収税などの役目を担った役人。

18【すかして】機嫌をとって言うことをきかせて。

19【太田備中守資晴】[1695-1740]

4【白州】町奉行所にある法廷。裁判や罪人の取り調べを行う。

4【責め道具】拷問に使う道具。

8【御意でござりまする】お考えのとおりでございます。

11【情のこわい】強情な。

12【未の下刻】午後三時頃。

12【書院】座敷または書斎。

13【出座】出席すること。

14【書き役】書記係。

16【同心】与力のもとで警察の仕事をした下級役人。

16【三つ道具】罪人を捕らえるための道具。突棒・刺股・袖搦の三つ。

18【かつがつ】かるうじて。

りほか、なにひとつ申し立てない。

次に長女いちが調べられた。当年十六歳にしては、少し幼く見える、痩せ肉の小娘である。しかしこれはちとの臆する気色もなしに、一部始終の陳述をした。祖母の話をも物陰から聞いたこと、夜になって床に入ってから、出願を思ったこと、妹まつにうち明けて勧誘したこと、自分で願い書を書いたこと、長太郎が目を覚ましたので同行を許し、奉行所の町名を聞いてから、案内をさせたこと、奉行所に来て門番と応対し、次いで詰め衆の与力に願い書の取り次ぎを頼んだこと、与力らに強要せられて帰ったこと、およそ前日来経歴したことを問われるままに、はっきり答えた。

「それではまつのほかには誰にも相談はいたさぬのじゃな。」と、取り調べ役が問うた。

「誰にも申しません。長太郎にも詳しいことは申しません。お父さんを助けていただくように、お願いしに行く」と申しただけでございます。お役所から帰りまして、年寄衆のお目にかかりましたとき、私も四人の命をさしあげて、父をお助けくださるよう願うのだと申しましたら、長太郎が、それでは自分も命がさしあげたいと申して、とうとう私に自分だけのお願い書を書かせて、持ってまいりました。」

いちがこう申し立てると、長太郎が懐から書き付けを出した。

取り調べ役の指し図で、同心が一人長太郎の手から書き付けを受け取って、縁側に出した。

取り調べ役はそれを開いて、いちの願い書と引き比べた。いちの願い書は町年寄の手から、取り調べの始まる前に、出させてあったのである。

長太郎の願い書には、自分も姉や弟妹と一緒に、父の身代わりになって死にたいと、前の願い書と同じ手跡で書いてあった。

3 【ちと】少し。
20 【手跡】筆跡。

取り調べ役は「まつ。」と呼びかけた。しかしまつは呼ばれたのに気がつかなかった。いちが

「お呼びになったのだよ。」と言ったとき、まつは初めて恐る恐るうなだれていた頭をあげて、縁側の上の役人を見た。

「おまえは姉と一緒に死にたいのだな。」と、取り調べ役が問うた。

まつは「はい。」と言ったうなずいた。

次に取り調べ役は「長太郎。」と呼びかけた。

長太郎はすぐに「はい。」と言った。

「おまえは書き付けに書いてあるとおりに、兄弟一緒に死にたいのじゃな。」

「みんな死にますのに、私が一人生きていたくはありません。」と、長太郎ははっきり答えた。

「とく。」と取り調べ役が呼んだ。とくは姉や兄が順序に呼ばれたので、今度は自分が呼ばれたのだと気がついた。そしてただ目をみはって役人の顔を仰ぎ見た。

「おまえも死んでもいいのか。」

とくは黙って顔を見ているうちに、唇に血色がなくなって、目に涙がいったまってきた。

「初五郎。」と取り調べ役が呼んだ。

ようよう六歳になる末子の初五郎は、これも黙って役人の顔を見たが、「おまえはどうじゃ、死ぬのか。」と問われて、活発にかぶりを振った。書院の人々は覚えず、それを見てほぼえんだ。

このとき佐佐が書院の敷居ぎわまで進み出て、「いち。」と呼んだ。

「はい。」

「おまえの申し立てにはうそはあるまいな。もし少しでも申したことに間違いがあって、人に教えられたり、相談をしたりしたのなら、今すぐに申せ。隠して申さぬと、そこに並べてある道具

16 【かぶり】頭。

16 【覚えず】気がつかないうちに。思わず。

で、誠のことを申すまで責めさせるぞ。」佐佐は責め道具のある方角を指さした。

「いちはずさされた方角をひとめ見て、少しもたゆたわずに、「いえ、申したことに間違いはございません。」と言い放った。その目は冷ややかで、その言葉は静かであった。

「そんならいま一つおまえに聞くが、身代わりをお聞き届けになると、おまえたちはすぐに殺されるぞよ。父の顔を見ることはできぬが、それでもいいか。」

「よろしゅうございます。」と、同じような、冷ややかな調子で答えたが、少し間をおいて、なにか心に浮かんだらしく、「お上のことには間違いはございませんまいから。」と言いつくした。

佐佐の顔には、不意打ちに遭ったような、驚愕の色が見えたが、それはすぐに消えて、険しくなった目が、いちの面に注がれた。憎悪を帯びた驚異の目でも言おうか。しかし佐佐は何も言わなかった。

次いで佐佐はなにやら取り調べ役にささやいたが、まもなく取り調べ役が町年寄に、「ご用がすんだから、引き取れ。」と言いつくした。

白州を下がる子供らを見送って、佐佐は太田と稲垣とに向いて、「生い先の恐ろしい者でござりますな。」と言いつくした。心の中には、哀れな孝行娘の影も残らず、人に教唆せられた、愚かな子供の影も残らず、ただ氷のように冷ややかに、刃のように鋭い、いちの最後の言葉の最後の一句が反響しているのである。元文頃の徳川家の役人は、もとより「マルチリウム」という洋語も知らず、また当時の辞書には献身という訳語もなかったため、人間の精神に、老若男女の別なく罪人太郎兵衛の娘に現われたような作用があることを、知らなかったのは無理もない。しかし献身のうちに潜む反抗の矛先は、いちと言葉を交えた佐佐のみではなく、書院にいた役人一同の胸をも刺した。

城代も両奉行もいちを「変な小娘だ。」と感じて、その感じには物でも憑いているのではないかという迷信さえ加わったので、孝女に対する同情は薄かったが、当時の行政司法の、元始的な機関が自然に活動して、いちの願意は期せずして貫徹した。桂屋太郎兵衛の刑の執行は、「江戸へ伺い中日延べ」ということになった。これは取り調べのあった翌日、十一月二十五日に町年寄に達せられた。次いで元文四年三月二日に、「京都において大嘗会ご執行相成り候てより日限も相立たざる儀につき、太郎兵衛こと、死罪ご赦免仰せいだされ、大阪北、南組、天満の三口おかまいのうえ追放。」ということになった。桂屋の家族は、再び西奉行所に呼び出されて、父に別れを告げることができた。大嘗会というのは、貞享四年に東山天皇の盛儀があったから、桂屋太郎兵衛のことを書いた高札の立った元文三年十一月二十三日の直前、同じ月の十九日に、五十年めに、桜町天皇が挙行したもうまで、中絶していたのである。

〈出典 『山椒大夫 高瀬舟』 (筑摩書房、一九九五年)〉

【著者】 森鷗外 (もりおうがい)

一八六二(文久二)年—一九二二(大正一一)年

作家。陸軍軍医。島根県の生まれ。

【著書】 『山椒大夫』『阿部一族』『舞姫』など

2 【たゆたわず】 ためらうことなく。

13 【生い先】 成長していく将来。

14 【教唆】 悪いことをするよう、教えそのかすこと。

16 【マルチリウム】 ラテン語。殉教、献身の意。

左1 【物でも憑いているのではないか】 不思議な力のあるものが取りついているのではないか。

左2 【迷信】 はっきりとした根拠のない言い伝え。

2 【元始的】 進化したり変化したりしていないこと。

3 【江戸へ伺い中日延べ】 江戸幕府に問い合わせられている間、延期。

5 【大嘗会】 天皇が即位後、初めて神々に新穀(その年に収穫した穀物)を供える儀式。

5 【ご執行相成り候て】 執行行われて。

5 【日限も相立たざる儀につき】 日もたっていないため。

6 【死罪ご赦免仰せいだされ】 死罪を免除するということお許しが出て。

6 【大阪北、南組、天満の三口おかま】 北、南、天満の三つの区域への出入りを禁じる刑罰。

8 【貞享四年】 一六八七年。

8 【東山天皇】 [1675-1709] 第百十三代天皇。

8 【盛儀】 盛大に行われる儀式。ここでは、即位の儀式のこと。

10 【桜町天皇】 [1720-1750] 第百十五代天皇。